

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 業務の概要 県では、あらゆる産業に宇宙産業への参入可能性があることを見据え、宇宙産業を将来の中核産業として育成するため、産学官が連携するコミュニティの場として「GIFU スペースビジネス協議会」を設立。協議会を核とし、産学官の横の連携を通じ、岐阜県発の新たな宇宙産業の創出を目指している。 本事業では、今後、市場拡大が期待される宇宙ビジネスについて、宇宙関連企業とのビジネスマッチングセミナー、国内外の宇宙の展示会への出展支援を行う。 さらに、上記協議会会員同士が、新たな宇宙ビジネス創出に対する共通の課題を解決するためのワーキンググループ活動を支援する。また、会員間のマッチングを促進するためのデータベースを作成するなど、他産業からの新規参入や販路の開拓・拡大を支援し、本県の宇宙産業の振興を図る。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本事業は、宇宙産業への参入・取引拡大、新たな宇宙ビジネスを生み出す取組を支援するものであるため、事業遂行にあたっては、国内外における宇宙産業の動向やビジネス化に関する専門的な知見・能力・実績を有する事業者へ委託する必要がある。 また、ビジネスマッチングセミナーでの講師選定やマッチング支援、ビジネス化支援等については、民間事業者固有の知見・能力・実績を基に企画提案をさせることにより、効果的な事業遂行が期待できる。 以上により、単なる価格競争とするのではなく、一般公募型プロポーザル方式により選定された事業者に委託する。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 企画提案書の公募（令和8年3月13日～4月13日）を行い、参加申込のあった3者について、プロポーザル評価会議（令和8年4月27日）を開催。評価会議の構成員による企画提案書の評価により、最優秀提案者の選定を行った。 構成員3名による採点の結果、各構成員の評価点の合計が基準点（6割）を満たしていた。 この中でも、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い株式会社大垣共立銀行を最優秀提案者として契約交渉の相手方に選定した。